

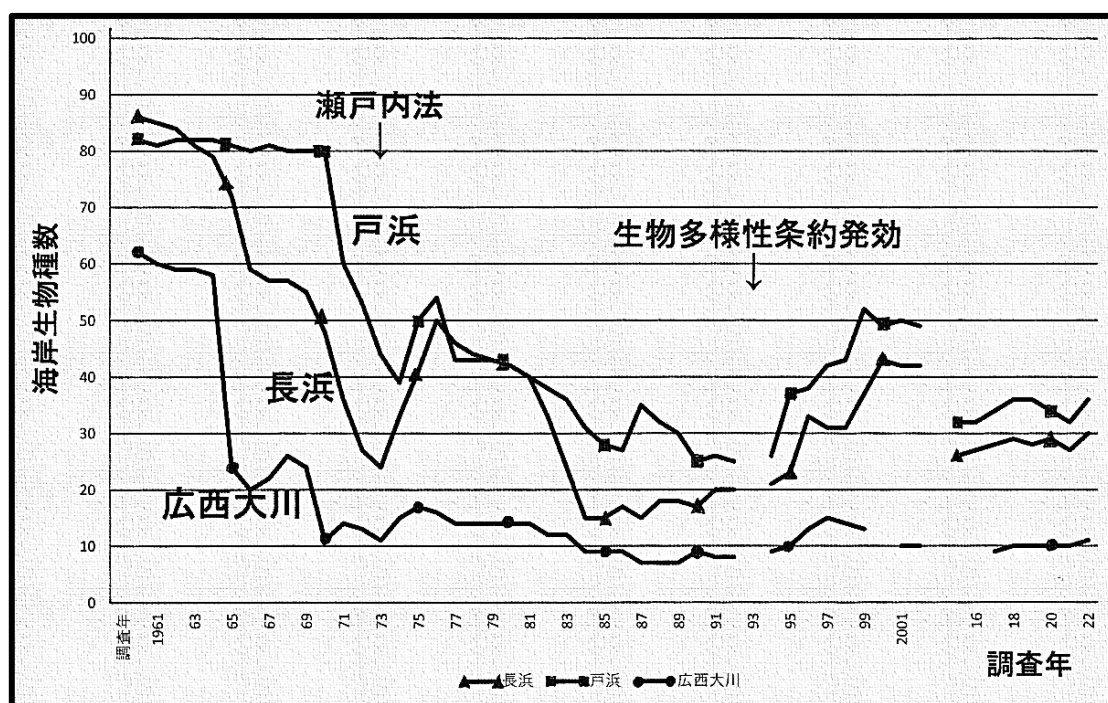
瀬戸内トラストニュース

第79号 2023年2月

環瀬戸内海会議事務局 〒700-0973 岡山市北区下中野 318-114 松本方 TEL&fax 086-243-2927

特集 瀬戸内法50年プロジェクト

瀬戸内法から50年の環境行政を根本的に見直そう
生態系の変化は海からの警鐘



呉における海岸生物種数の変遷

上図は、瀬戸内海の生物多様性や生態系が極めて深刻であることを訴えています。

- * 1960年～2000年までは故藤岡義隆さん（元環瀬戸内海会議顧問）の調査。2015年以降は同一地点における環瀬戸内海会議の調査をもとに作成しています。62年にわたる変遷を見ることができる図は、他に例がありません。政府や研究者も、このような情報を有していません。

目次

「瀬戸内法50年プロジェクト」一緒に取組みましょう	湯浅一郎 阿部悦子	2～5
「瀬戸内法50年プロジェクト」漁業組合アンケート用紙（抄録）		6～8
《岡山県》県の「瀬戸内海環境保全計画」に意見書提出	松本宣崇	9～11
《愛媛県》波方地域の環境を守る会は西浦地区への土砂処分場計画に反対します	矢野利雄	12～13
《岡山県》20年余闘い続ける御津産廃阻止同盟	松本宣崇	13
新增設にかじを切った原子力政策が上関に与える影響とは	末田一秀	14
《兵庫県》阪神間の稀少な今津浜 埋立てによる消失危機迫る	菅原真樹	15
いんぷおめいしょん 第34回総会 7月1～2日、豊島で開催		16



瀬戸内法 施行 50 年

生物多様性から瀬戸内海の健全性を検証する

— 「瀬戸内法 50 年プロジェクト」一緒に取り組みましょう！ —



環瀬戸内海会議共同代表 湯浅 一郎

阿部 悦子



◆ 「昆明・モンテリオール生物多様性枠組」と瀬戸内法施行 50 年

2022 年 12 月 19 日、モンテリオール（カナダ）で開かれた生物多様性条約第 15 回締約国会議は、「昆明（クンミン）・モンテリオール生物多様性枠組」（＝ポスト愛知目標）（注 1）に合意しました。

同枠組は、2050 年までの長期ビジョン「自然と共生する世界」と、そのため 2030 年までに「陸と海の少なくとも 30% を保護区にする（30by30）」、「劣化した陸と海の生態系の少なくとも 30% で効果的な再生を行う」などを含め 23 のターゲットを定めた行動計画を盛り込んでいます。これを受け日本政府は、2 月にパブコメを実施し（～2 月 28 日）市民からの意見を求めたうえで、2022 年度内に第 6 次生物多様性国家戦略を閣議決定する予定です。これにより政府は、少なくとも建前上は生物多様性条約の新たな世界目標、及び第 6 次生物多様性国家戦略に基づいて国のすべての政策を検証しなければならない義務を負うことになります。

こうした中、2023 年は瀬戸内海環境保全臨時措

置法（以下、瀬戸内法）（注 2）施行から 50 年のメモリアルな年です。日本で初めて COD（化学的酸素要求量）という指標を用い海洋汚染の総量規制が導入された法律です。それから半世紀、瀬戸内海の生態系はどうなっているのでしょうか？

私たちは、今年を瀬戸内海の環境保全について生物多様性をキーワードに包括的に振りかえる年にしたいと考え、2022 年 11 月、「瀬戸内法 50 年プロジェクト」を立ち上げました。既に昨年 11 月末、その一部として漁協アンケート（6～8 頁にアンケート用紙）を行い 117 漁協から回答を得ました。

これを基に、選択した約 70 漁協に聞き取り調査を行う計画です。

ここではプロジェクトの趣旨と取り組みを紹介し、会員・購読者の皆さんに、このプロジェクトにともに取り組むことをお願いするものです。



◆ 瀬戸内法 50 年プロジェクトの構成

プロジェクトは以下の 4 つで構成されます。

1. 生物多様性から見る海の変遷
2. 聞き取り調査
（漁民、釣り人、市民運動、研究者など）
3. 瀬戸内法に基づく環境行政の批判的検討
4. 未来へ向けた提言

各項目につき以下の取り組みを行います。

1) 生物多様性から見る海の変遷

生物多様性の低下を食い止める方策を議論する

ためには、まずその現状や変遷を把握することが不可欠です。しかし瀬戸内海の生物多様性の変遷を議論できる調査データはほとんどありません。

ここでは、以下の項目につき既存資料を解析することで見えるものを整理します。

1. 漁獲統計から見る水産生物の変遷（漁獲量、魚種の変化）
2. 呉の海岸生物調査による海岸生物種数の変遷
中学校教員であった故藤岡義隆さんが 1960 年に始めた呉市内 6 地点の海岸生物調査の結果は、

生物多様性の変遷を具体的に示すデータとして、ますます重要性を高めています。

藤岡さんは、後に環瀬戸顧問となり、1995年頃より以降は、藤岡さんの調査に私たち環瀬戸メンバーも参加するようになっていましたが、体調の悪化で2002年を最後に調査結果は残されていません。藤岡さんは2010年に死去されましたが、環瀬戸としてこの調査を引き継ぐべく2012年から藤岡さんの調査地点から3地点を選び、同じ方法で調査を継続してきました。初めの3年は準備期間、2015年以降、藤岡さんの調査に匹敵する条件での調査が出来てきたと判断し、このほど、2015年から22年までの結果をつなぎ合わせたのが表紙の図です。いわば藤岡さんの40年にわたる調査と、それを引き継いだ環瀬戸の調査の合作です。その結果、3地点では1960年から今日まで、実に62年間の変遷を俯瞰できます。日本国内で唯一と言っていいもので、これを分析します。

3. カブトガニ

元々瀬戸内海はアジアのカブトガニの東限で、どこにも普通にいましたが、干潟・藻場の消滅とともに、生きる場（産卵、幼生の生育の場）を潰した結果、大幅に減少しました。周防灘を中心とした西瀬戸内海に生息していることが推定されます。

4. スナメリクジラ

瀬戸内海一帯に生息していましたが、海砂採取による生きる場の破壊や透明度の低下、環境ホルモンの影響など多岐にわたる要因により激減しました。しかし今でも、周防灘を中心に多くの目撃があります。また備讃瀬戸、播磨灘、芸予諸島などで日常的な目撃情報があり、孤立化した生息地が点在していると考えられます。

2) 聞き取り調査

（漁民、釣り人、市民運動、研究者など）

瀬戸内沿岸に暮らす市民が日々、経験し感じている認識を環瀬戸のネットワークで幅広く集め、分析、評価するために「聞き取り調査」を行ないます。これは、プロジェクトの中核をなす取り組

みで、多くの新たな知見を得られる可能性があります。このような作業が、政府、自治体、研究者レベルで、取り組まれている様子はありません。

1. 漁業者に学ぶため漁業者へのアンケートを実施し、聞き取りの基礎を作る。

2022年11月下旬、瀬戸内海の335の全漁協にアンケートを送付し、117漁協から回答をいただきました。

2. 聞き取り調査の対象

アンケートに回答いただいた漁協の中から、以下の条件を考慮し「聞き取り調査」の対象を決めました。

- ① 『瀬戸内海』（1972年刊、瀬戸内海汚染総合調査団）に聞き取り調査結果の記載がある。
- ② カブトガニ、スナメリクジラを目撃情報がある。
- ③ 定置網漁業があり回遊性魚種の定点での長期的な変遷を見ることができると考えられる。

その上で、海の変化は、県境などの人為的な境界ではなく、海域ごとに何らかの特徴があると推測できます。そこで、海域を以下の5海域に分類して、約70の「聞き取り調査」対象を決めました。

1. 紀伊水道、大阪湾
2. 播磨灘、備讃瀬戸東部
3. 備讃瀬戸西部、水島灘、備後灘、燧灘
4. 安芸灘、広島湾
5. 伊予灘、周防灘、別府湾、豊後水道

2月下旬から順次、対象とした漁協に聞き取り調査の依頼状を送付し、3～4月にかけて一斉に聞き取り調査を進めます。釣り人、市民運動、研究者については、その後の検討課題としておきます。



3) 瀬戸内法に基づく環境行政の批判的検討

環境庁発足が1971年7月であることからわかるように、日本での環境行政は1970年秋の「公害国会」での公害基本法の成立に始まります。

以来、瀬戸内海の環境行政が始まるのですが、以下のような経過をたどります。

- ・1972 年、播磨灘の大規模赤潮による養殖ハマチ大量へい死。
- ・1973 年、瀬戸内海環境保全臨時措置法施行。COD 総量規制（日本初の総量規制を導入）。
- ・1978 年、瀬戸内海環境保全特別措置法として恒久法となる。リン、窒素の規制へ。
- ・2015 年、瀬戸内法一部改正で「生物多様性の確保」が理念として入る。
- ・2021 年、瀬戸内法一部改正、栄養塩類管理制度の創設。

これらの環境行政をふり返り、半世紀にわたる瀬戸内海環境保全行政を検証します。

4) 未来へ向けた提言

1) ～3) を総括して、次の時代へ向けて私たちはどう進むべきなのかにつき提言を創ります。留意したい視点は以下です。

1. 改正瀬戸内法の基本理念に掲げられている「生物多様性の確保」などを適切に行うために必要な施策を追求する。その際、「昆明・モントリオール生物多様性枠組み（「ポスト愛知目標」）、及び第 6 次生物多様性国家戦略との関連性を考察します。目標 3「2030 年までに陸域、海域の少なくとも 30%を保護区にする」を進めるに際し、2016 年 4 月、環境省が抽出した「生物多様性の観点から重要度の高い海域」の沿岸域 270 海域、うち瀬戸内海にある 69 海域は保護の対象となる候補地になるはずですが。
2. 食物連鎖構造の変化への対応。
半世紀を超えた破壊の累積が、瀬戸内海の生態

系ピラミッド、生態系の構造を変化させてしまった可能性が高いのですが、それをどうとらえるのかが問われています。例えば、

- ・秋から冬にかけ大阪湾や播磨灘ではタラシオシエラという大型珪藻類が大量発生し、栄養塩を摂取してしまい、多くの栄養塩が食物連鎖構造から外れてしまう現象が続いている。
- ・冬の最低水温が 10℃を切らないでクラゲが越冬し、異常増殖につながっている。他の魚種や海洋生物でも同様の現象が起きている可能性がある。

まずは事態の深刻さを認識するところから始めるしかありません。「自然に任せる」という考え方により、しばらく時間をかけて何もしないで見ていくことが求められているのかもしれませんが。新たな世界目標のターゲット 11 には「自然を活用した解決策及び生態系に基づくアプローチを通じて、自然がもたらすものを回復、維持及び強化する」が挙げられています。

3. 残された生息地を壊さない。これが最も重要な方針ですが、国土交通省、経産省、防衛省など事業官庁では、それは最も困難な選択で、この現実との闘いが大きな課題です。
4. 少しでも生息地を回復させる。磯浜復元や自然海岸化を具体的に考えること等が求められます。
5. 長期的な海岸生物のモニタリング体制を作る。
故藤岡さんによる呉海岸生物調査を継続する体制を維持し、新たな人の参画を追求する。



◆ 「瀬戸内法 50 年プロジェクト」に一緒に取り組みませんか！

当面のスケジュールとしては、以下のように考えています。

1. 2023 年 2 月～5 月、各地で「聞き取り調査」を行う。並行して「漁協アンケート」回答を整理する。
2. 2023 年 7 月、第 34 回環瀬戸総会（豊島）を

プロジェクトの中間まとめ（特に「聞き取り調査」）を行う節目とする。

3. 2023 年 10 月 2 日前後に「瀬戸内法施行 50 年シンポ」を行う。これに合わせて、『聞き取り調査報告書』を刊行する。

さて、あらためて表紙の図を見て下さい。海岸生物種数は1960年代に急激に減少し、そのあとは1990年頃まで一貫して減り続けます。その後、1990年代後半にやや回復しますが、21世紀に入って再び減少し、1980年代初め頃の種数と同レベルになっています。調査が始まった1960年と比べ約3分の1程度の種数にとどまり、いわば低い水準が続いているのです。

この呉の事例が、瀬戸内海全域の生物多様性の実態をどれほど代表しているか定かではありませんが、一つの指標にはなります。多くの漁業者の皆さんが、「地付きの魚が減った、イカナゴも減っている、アサリが取れない」と語っていることと符合しています。海の生態系や生物多様性は深刻な状況にあるのではないかと。私たちは、「生態系の変化は海からの警鐘」として真摯に受け止めるべきだと考えます。

私たちが本プロジェクトを始めた契機は、1970年代初めの瀬戸内海の環境に関する一冊の本でした。1960年代に始まった高度経済成長に伴い全国で同時的に自然破壊が進み、瀬戸内海の惨状を見つめようと、関西の若手研究者が中心となり1971年に発足した「瀬戸内海汚染総合調査団」（団長は星野芳郎）が残した「瀬戸内海」です。B5版528ページの大著です。漁協、反公害市民運動家など多くの聞き取り調査が記されています。50年後の今、同じ作業をすることで、20世紀末から半世紀の環境の変遷を知ることができると思いました。そこで得た情報は、50年後のまだ見ぬ人々に100年を振り返ってもらう重要な素材になるはずです。

環境行政は、このような事実について自ら調査をしてきていません。深刻な事態が進行していることを黙認したまま無為に時を刻んでいる可能性があります。かく言う私たち市民も海の近くで暮らしていても、海の中で生き物がどういう暮らしを営んでいるのか、無関心な面があります。そういう意味では、海を生業とする漁業者の皆さんが、これからも海と接し、海の恵みを市民に提供することに生きがいを見いだせるような状況を持続さ

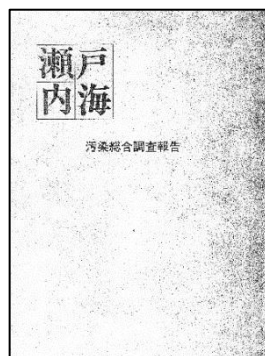
せていくことが不可欠です。瀬戸内法施行50年の今年、こうした問題意識を共有し、近未来に向けてどのようなスタンスで生きていけばいいのかを共に考え、未来を見出すための努力をしたいと強く思っています。

プロジェクト遂行には、相当なエネルギーが必要です。一人でも多くの皆さんの参加・協力が必要です。瀬戸内海は、そこそこ広いです。1か所の聞き取り調査に1日かかる場合もあります。対象地点に少しでも近くにお住まいの方の協力なしには、予定した作業を行うことは難しいかもしれません。そこで、環瀬戸の人脈を最大限、活用して調査体制を組みたいと思います。

「聞き取り調査」旅費や報告書の印刷費など相当な経費がかかります。これについては**3月から4月にかけてクラウドファンディングを計画中**ですので、是非とも皆さんのご協力をお願いするものです。

以上、瀬戸内法50年プロジェクトの趣旨と計画を説明させて頂きました。皆さんの日々の問題意識とつながることができれば大変ありがたいです。会員・購読者の皆さんの積極的な関与を心よりお願いします。

皆さんからの連絡をお待ちしています。



1972年5月刊
汚染総合調査団報告書
「瀬戸内海」



注：

1. 環境省の仮訳は以下。
<https://www.env.go.jp/content/00009>
2. 瀬戸内海環境保全臨時措置法は1973年10月2日公布されたが、5年間の時限付きの法律で1978年6月、特別措置法となり、恒久法化。1979年6月12日に施行されて現在に至る。

環瀬戸内海会議は2022年11月、瀬戸内海域336漁協に以下のようなアンケートを実施しました。年明けまで117漁協から回答を頂きました。

瀬戸内海の水産・海洋生物と環境の変化に関するアンケート

記入日	年 月 日
漁協名	
回答者氏名	
回答者年齢	20 歳代, 30 歳代, 40 歳代, 50 歳代, 60 歳代, 70 歳以上 該当するものに○をしてください。
貴漁協で行われている漁法	底曳網 刺網 採貝 採藻 釣り 定置網 その他 () *複数回答 OK

<魚種や漁獲量などに関する質問>

質問1 2010 年を基準として考えた場合、最近の漁獲量はいかがですか

魚種	増減 (いずれかに○を)	増加・減少の開始時期	2010 年に比べて凡そ
カタクチイワシ	増加 減少 増減なし	およそ 年頃	%
イカナゴ	増加 減少 増減なし	およそ 年頃	%
マアジ	増加 減少 増減なし	およそ 年頃	%
カレイ類	増加 減少 増減なし	およそ 年頃	%
タチウオ	増加 減少 増減なし	およそ 年頃	%
ハモ	増減 減少 増減なし	およそ 年頃	%
マダイ	増加 減少 増減なし	およそ 年頃	%
サワラ	増加 減少 増減なし	およそ 年頃	%
イカ類	増加 減少 増減なし	およそ 年頃	%
タコ類	増加 減少 増減なし	およそ 年頃	%
クルマエビ	増加 減少 増減なし	およそ 年頃	%
その他のエビ	増加 減少 増減なし	およそ 年頃	%
ナマコ	増加 減少 増減なし	およそ 年頃	%
ハマグリ	増加 減少 増減なし	およそ 年頃	%
アサリ	増加 減少 増減なし	およそ 年頃	%
その他の貝類 ()	増加 減少 増減なし	およそ 年頃	%
ノリ養殖	増加 減少 増減なし	およそ 年頃	%
その他の養殖 ()	増加 減少 増減なし	およそ 年頃	%
その他の養殖 ()	増加 減少 増減なし	およそ 年頃	%
その他の養殖 ()	増加 減少 増減なし	およそ 年頃	%
他の代表的魚種 ()	増加 減少 増減なし	およそ 年頃	%

質問2 昔はいなかった魚種が出現してきたということはありますか？

ある	ない	わからない	(いずれかに○を)
“ある”と答えた方は、何という魚が、いつ頃からかをご記入ください。			

質問3 クラゲの大量発生はありますか？あるとすれば、いつ頃からですか？ また、近年の発生状況はどういう具合ですか？

ある	ない	わからない	(いずれかに○を)
“ある”と答えた方は、可能な範囲でどういうクラゲの大量発生が、いつ頃、どういう規模で起きたかをご記入ください。			

<海岸線や藻場に関する質問>

質問4 海岸線の変化について教えてください。自然の砂浜や岩場は、50年前と比べ、今、どのくらい残っていますか？

変化はない	半分くらい残っている	ほとんど残っていない	(いずれかに○を)
“変化がある”と答えた方は、可能な範囲で海岸線の様子が、いつごろから、どのように変化してきたかを簡潔にご記入ください。			

質問5 藻場の変化はありますか？

減った	増えた	変化はない	(いずれかに○を)
変化が“ある”と答えた方は、可能な範囲で藻場の種類、いつごろから、どのようにかをご記入ください。			

<赤潮・透明度・水温に関する質問>

質問6 赤潮の発生件数は変化していますか？

減った	増えた	変化はない	元々、発生していない	(いずれかに○を)
変化が“ある”と答えた方は、何というプランクトンの赤潮が、いつ頃から、どのように出現したかをご記入ください。				

質問7 透明度の変化はありますか？

高くなった	低くなった	変化はない	(いずれかに○を)
“変化がある”と答えた方は、可能な範囲で時期、程度をご記入ください。			

質問 8 地先の水温が上昇しているなどの変化はありますか？

高くなった 下がった 変化はない (いずれかに○を)
“ある”と答えた方は、可能な範囲で時期、程度をご記入ください。

＜希少種（スナメリ、カブトガニ、ナメクジウオ）について＞

質問 9 スナメリクジラの目撃

貴漁協関係者の中で、周辺でスナメリクジラを見たことはありますか？

ある ない よく分らない (いずれかに○を)
“ある”と答えた方は、いつの時期にどのくらいみたかご記入ください。 ここ 1－2 年以内で、年に () 回程度 10 数年以内で、 年に () 回程度 20 数年以内で、 年に () 回程度 それ以前には、 年に () 回程度。 その他 ()

質問 10 カブトガニの目撃

貴漁協関係者の中で、周辺でカブトガニを見たことはありますか？

ある ない よく分らない (いずれかに○を)
“ある”と答えた方は、いつの時期にどのくらいみたかご記入ください。 ここ 1－2 年以内で、年に () 回程度 10 数年以内で、 年に () 回程度 20 数年以内で、 年に () 回程度 それ以前には、 年に () 回程度。 その他 ()

質問 11 ナメクジウオの目撃について

貴漁協関係者の中で、周辺でナメクジウオを見たことはありますか？

ある ない よく分らない (いずれかに○を)
“ある”と答えた方は、いつの時期にどのくらいみたかご記入ください。 ここ 1－2 年以内で、年に () 回程度 10 数年以内で、 年に () 回程度 20 数年以内で、 年に () 回程度 それ以前には、 年に () 回程度。 その他 ()

質問 12 貴漁協の漁業者の方で、日々の生活で目撃した情報、魚種ごとの増減の傾向などにつき、でき事、日時、場所などを記録されている方はおられないでしょうか。おられる場合、紹介していただくことはできるでしょうか？

いる いない わからない (いずれかに○を)
“いる”と答えた方は、その方を紹介していただくことは可能でしょうか？ 可能 難しい

水産生物や、海の環境に関して感じていること、ご意見等なんでもご記入ください。

--

岡山県の「瀬戸内海環境保全計画」に意見書提出

環瀬戸内海会議事務局長 松本宣崇

22 年 10 月 24 日、岡山県は「瀬戸内海の環境保全に関する岡山県計画の変更（素案）」（以下、県計画）を公表、県民の意見を募集しました。いわゆるパブリックコメント（県民提案制度）です。

2021 年 6 月の瀬戸内法改正（22 年 4 月 1 日施行）を受けての施策ですが、法成立時の付帯決議をどれだけ盛り込んだ県計画なのか、少しは期待していたのですが、素案を見てがっかりでした。

23 年 1 月、募集結果が県の HP <https://www.pref.okayama.jp/page/824522.html> に公表されました。計 39 件（9 人・4 団体）の意見（あくまで県による集計）があり、寄せられた意見に対する「県の考え方」は相変わらずの紋切型「今後の参考とさせていただきます」、一步の前進も感じられないものでした。

沿岸各府県で計画の変更（素案）公表、パブコメが進められる（兵庫県は昨年 10 月に実施）でしょう。沿岸各府県にお住いの皆様には、パブコメがありましたら是非積極的に意見をお願いします。ご参考になればと願い、22 年 11 月 23 日付岡山県に個人名で提出した意見書（抄録）を転載します。

瀬戸内海の環境の保全に関する 岡山県計画の変更（素案）に対する意見提案（抄録）

第 204 回国会で 2021 年 6 月 1 日、瀬戸内海環境保全特別措置法（以下瀬戸内法）の一部改正が成立し、以下の付帯決議がされました。そして本年 2022 年 4 月 1 日施行されています。

◇◇◇◇ 付帯決議 ◇◇◇◇

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

一 関係府県が栄養塩類管理計画を策定する場合には、他の関係府県を含め、地域の合意形成や協議等に対し適切に支援すること。また、適切な水質の保全及び管理が図られるよう、栄養塩類増加措置による周辺環境への影響に係る事前調査や、モニタリングの充実に向けた必要な支援を行うこと。さらに、栄養塩類管理計画の変更に当たっては、機動的に対処できるよう、必要な措置を設けること。併せて、栄養塩類の順応的な管理計画に大きな影響を与えることが想起される生態系や食物連

鎖構造と水産資源との関係の変遷につき包括的な調査研究を実施すること。

二 藻場・干潟等が、水質の浄化に加え、生物多様性の維持、炭素の貯留といった環境の保全上の重要かつ多様な機能を有していることに鑑み、関係省庁との連携の上、藻場・干潟等の保全、再生及び創出に係る施策の充実・強化に十分な予算の確保に努めること。また、未利用埋立地等を利用し、自然の力をいかした磯浜の復元に努めること。

三 （ 省 略 ）

四 瀬戸内海における環境保全に関する施策の実施に当たっては、湾・灘ごと、更には湾・灘内の特定の水域ごと、季節ごとの課題に対して、きめ細やかな取組を推進することができるよう湾・灘協議会のあり方の検討を行うこと。また、瀬戸内海全域にわたる環境の状況を踏まえ、関係府県に対し、必要に応じて適切に助言等を行うこと。

五 瀬戸内海における栄養塩類と生物の多様性及び生産性との関係、気候変動の影響などについて引き続き科学的知見の充実を図り、水質の保全及び管理、気候変動影響への適応策などの必要な施策の実施に努めること。特に基本理念に明示された水温の上昇については、具体的な適応策を検討すること。

六 基本理念に掲げられている生物多様性の確保等を適切に行うために必要な施策についての調査研究及びその結果に基づいた具体的施策の推進については、ポスト愛知目標の策定作業や日本における次期生物多様性国家戦略の策定作業との関連性を念頭に置くこと。

七 本法附則第三項による施行後五年の見直し時期以前であっても、必要に応じて本法の規定の施行状況を踏まえ、必要があると認める場合には、適宜適切に所要の措置を講ずること。（傍線は筆者）

岡山県が22年10月24日付公開した「瀬戸内海の環境の保全に関する岡山県計画の変更（素案）」（以下、素案）には、これらの付帯決議を踏まえた議論が、海底プラごみを含む漂流ゴミ問題（付帯決議一三（省略））を除き、全く見られないのが率直な印象である。

以下に、計画の目標、並びに目標達成のための基本的施策について、その具体的問題点・疑問点を指摘し、提案したい。

1 生物多様性、並びに生物多様性次期国家戦略との関連性について

SDGsと無理やり抱合せた作文に見え、「付帯決議一六 生物多様性を適切に行うために必要な施策の調査研究、…具体的施策の推進については、ポスト愛知目標の策定作業や…次期生物多様性国家戦略の策定作業との関連を念頭」においた目標と言えるものなのか、疑問が残る。

2 湾・灘協議会について

湾・灘ごと、更には湾・灘内の特定海域ごとの…栄養塩の管理を進めるとするが、付帯決議4 湾灘協議会のあり方の検討を行なうとされていることを

どう具体化していくのか。基本的施策等にも記載なく、「湾・灘協議会」の表記もないのはどういうことなのか。

3 栄養塩管理について

水質保全及び管理は、主に排水の浄化対策に言及しているが、産業排水や農畜産業排水の処理も向上し、下水道普及率も向上、更に排水の高高度処理が普及してきた。栄養塩管理計画で指標はCOD・全窒素・全リンだけで良いのか。生物多様性の確保を視野に入れたとき、それで十分なのか。人間も、炭素・酸素・水素・カルシウム・ナトリウムだけで成り立っているのではない。鉄分や亜鉛やその他微量元素が必要である。微量な栄養塩、有機体の金属が、山林と河川と海域の流域全体の中でどのようなメカニズムで供給・交換されているのか。調査・研究を進め行政施策に盛り込むべきではないか。

4 藻場・干潟の回復・再生について

「沿岸域の埋立てや開発、干拓等により浅海域の藻場・干潟等が焼失・減少、一部の海底で底質の悪化」と認識しながら、現状を打開するための具体的施策が見られない。特に、干潟については、「保全を図る」の表現はあるが、「回復・再生」に触れておらず、これまでの焼き直しとしか見えない。

県内の干潟面積の推移によれば、干潟は1945年以来減少し続け、60年代の新産業都市計画に伴う水島干潟の埋立てで激減し、その後も減少が続いている。

さらには、付帯決議二後段の「未利用埋立地等を利用し、自然の力をいかした磯浜の復元」について、何ら言及されていないこと。

数十年にわたり、いわゆる「塩漬け状態」となっている未利用埋立て地、いろいろ理由づけて「未利用埋立て地」と認めたくはないだろうが、現実には企業の進出も売買も進まず「塩漬け状態」の埋立て地が存在している。どこかの時点で区切りをつけるべきではないか。そのためには現に、埋め立て後塩漬け状態の埋立て地の完成年とその位置と面積を、明らかにすべきではないか。

場合によっては埋立て地の直立護岸を撤去し「自

然の力を生かした磯浜の復元」を図るべきではないか。それで干潟の復元を目指す施策を提示すべきではないか。そうすれば小規模予算でまさに新しい自然の回復を図る公共事業が成り立つ。そうすることで、1985～6 年をピークに減少の一步を辿る漁獲高の増加に寄与するのではないかと思う。

5 住民参加のあり方と設計について

情報提供、広報の充実には「住民参加」と一言だけ表記されている「住民参加」のあり方、その設計については、何ら具体的な提案がなされていない。いつまでどのような方法で住民参加を呼び掛けるのか、住民参加による組織の位置づけはどうなっているのか、その組織はどのような役割と権限及び責任を果たすのか、計画の中に明示すべきではないのか。

6 森林整備について

森林整備（造林）実施面積をみると、どこで誰が所有する山林で森林整備した実施面積なのか不明である。同時に、実施面積は合計わずか138haのうち132ha、実に95.6%がスギ・ヒノキの針葉樹によるものとなっている。戦後全国で実施された「スギ・ヒノキの拡大造林」が今も続いているのかとため息が出る。戦後拡大造林したスギ・ヒノキの造林はやがて人の手が入らず間伐されず貧弱な森林と化

し、放置されているケースが全国にヤマとある。戦後70年余りのスギ・ヒノキを主とした森林整備=造林でどれだけの放置森林が発生してきたことか、針葉樹を主とした造林が山を貧弱にし、山崩れなど災害発生の元となることもあり、かつ、生態系をも貧弱なものにしてきたと考えられる。

「栄養管理について」でふれたように、様々な樹木や草類が植生し、鳥類・昆虫が共生、枯れた草木の葉に寄生するバクテリア・粘菌が、山林を生態系豊かな状態に保つ。それらによって山林を源とした栄養塩の海への供給が、海辺にあっては藻場や干潟の、ひいては海域全体の生態系を維持するうえで欠かせない役割を果たしていると考えざるを得ない。

とすれば、森林整備は針葉樹だけでなく、常緑・落葉双方の広葉樹との混合林としての整備を図る方向に取り組むべきではないか。民間所有の山林では下刈や間伐など植林後に人の手を入れることが極めて困難になっている山林が多くなってきている。民間所有の山林の伐採後の植林においても、混合林の植樹を促す指導が求められるのではないか。無論、その場合の整備に利用する広葉樹の樹種は、それぞれの地域の潜在的な植生をもとに選定されるべきであることは言うまでもない。 以上



❀ たましま干潟と鳥の会 西井弥生 さんから ❀

今回の「県計画」のパブコメに意見提案した、西井弥生さんから県のパブコメ結果に対する感想が寄せられました。ご本人の了解を得てご紹介します。

（県のパブコメ結果は）意見がかなり集約されていて、回答されてないものもあり不満ですが、干潟面積を指標に戻すと言っている点は評価できるかなと思います。まあなんで（干潟を）消そうとしたんだって話ですが。

サーキュラーエコノミー（循環経済）とか、目新しい言葉や経済と絡んでいるようなことには飛びつくところ、腹立たいですが、今後も目を光らせておく必要がありますね・・・

玉島ハーバーアイランド沖の代償干潟について、啓発と地域との合意形成に向けて、2023年5月13日（土）13:00～16:00 玉島市民交流センターで、シンポジウムを開催します。港湾研究の方や、鳥類・底生生物の専門家に基調講演もして頂く予定です。

たましま干潟と鳥の会 web : <https://tamashimahigata.wixsite.com/website>

波方地域の環境を守る会は 西浦地区への土砂処分場計画に断固反対します

波方地域の環境を守る会 矢野利雄

1、反対の要旨

2022 年当初、今治市内の産業廃棄物業者によって西浦地区（塔ノ峰西側の谷）に建設残土処分場建設計画が県に申請された。多くの地元及び周辺住民に知らされず工事計画が進められていた。

2 月頃、波方町内住民がそれを知り、西浦・波方両地区では自治会挙げて反対決議した。その際、計画に同意した両地区自治会長は辞任した。以降、「波方地域の環境を守る会」を結成、組織的な反対運動を開始した。計画反対の理由は以下の通り。

(1) 大規模な土石流災害から西浦地区を守る

熱海市で起きた大規模土砂災害は記憶に新しい。西浦地区の計画は熱海の 10 倍以上の土砂量だが工事計画は極めてずさん、豪雨による土石流災害は目に見えている。

(2) 環境汚染から地域住民の健康と命を守る

建設残土と言うが、この業者は過去、何度か産廃処理で県から行政指導を受けている。例えば私有地に産廃を野積みし放置するなど。計画地に汚染物質が混入されない保証はない。調査段階で住民所有の道路脇の木を無断で伐採し谷に放置している事実からも、我々は業者を信用できない。

(3) 土砂搬入の頻繁な車両通行から住民を守る



土砂搬入のための道路は、市道を使用するようだが、道幅が狭く一般車両や登山客の通行を妨げる。登山道までの県道は子どもたちの通学路とも重なり子

どもや住民の交通事故が心配される。

(4) 国立公園塔ノ峰地域の環境破壊を防ぐため

瀬戸内海国立公園塔ノ峰は眺望が良く、桜やツワブキ、ノジギクなどが咲き乱れる自然公園で地元民や観光客から親しまれている。その西側の谷に土砂処分場が設置されると観光資源としての価値が損なわれる。頻繁にダンプカーの行き通う道路を登ってまで塔ノ峰に登山をしないだろう。



2、反対運動の現状と今後の取り組み

(1) 県や市に住民の反対署名を集め、提出

一度ならず何度も繰り返し行っている。直近では令和 5 年 1 月 31 日締めきりで 4000 名以上の署名を目標に提出するべく取り組んでいる。

(2) 反対の幟を沿道に立て、意識高揚を図る

ところが、県や市から沿道に設置は不可との命令を二度受け、その都度撤去し場所を代えて設置している。

(3) 建設予定地の土地売買契約を解除

土地所有者の大半の方の理解を得て、契約を解除し、その旨を相手側業者に通知した。その際、一般的な契約法規に則って手付金の倍額を相手側に送付した。ところが業者は受け取り拒否をしたので、現在、



その手付金の倍額は法務局に供託されている。

(4) 業者は、売買契約解約は違法と地主を告訴

業者は土地売買契約が有効として、松山地方裁判所に提訴した。当方は市内の弁護士に委任し裁判を闘っている。2月9日が第3回口頭弁論期日になっているが、今後長引くことが予想される。住民の反対運動を一層盛り上げ、裁判を有利に運びたい。

(5) 土地を買上げ移転登記した

建設予定地の内28筆を波方自治会と一部住民で買

取り登記も完了している。今後残りの山林の買い上げと、田畑は県の農業委員会に農地転用の取下げを申請しすべての買取りを計画している。

3、今後の展望

この裁判が地主側勝訴に終われば、愛媛県は計画申請を却下し、この問題は解決するだろう。

(2023. 1. 15)



20 余年闘い続ける岡山市の「御津産廃阻止同盟」

環瀬戸内海会議事務局長 松本宣崇



御津産廃阻止同盟は、二カ所の産廃処分場計画に反対し闘っている。一つは西日本アチューマットの計画。2000年頃浮上した産廃処分場計画。もとはゴルフ場建設計画用地で、バブル経済の崩壊で転売され産廃処分場計画に化けた。

地元住民はもとより、旧・御津町の行政・町議会こぞって反対してきたが、「平成の大合併」に伴い岡山市へ実質的に編入され、町議会の反対議決も「水源保護条例」も廃棄され、岡山市が建設申請を許可した。地元住民による「御津反対阻止同盟」は、市に対し許可取消、事業者に対し「建設差止め」を求め裁判闘争を続けてきた。最高裁では、業者に対し建設差止めを命令したが、岡山市は急きょ業者に許可申請を取下げさせる奇手を打った。そして軽微な計画変更で許可申請を再提出させ、許可したのだ。

もう一つは、NS日進の既存産廃場拡張計画。

いずれも下流の農業や上水の水源地に位置する。

20年を超す司法の場の闘い、しかし、弁護士に委ね司法に解決を託すだけでは勝てないことを、産廃阻止同盟は重々理解している。

岡山市民の大多数がこの計画を知らない。岡山駅前など街頭での宣伝、市役所へのデモなど、あらゆる手を尽くし闘い続けている。あらためて敬意を表するとともに、支援していきたいと思う。

◇ 裁判日程 ◇ ◇ ◇

◆西日本アチューマッ生産廃場計画許可取消請求

2月15日(水) 11:00～ 岡山地裁

◆NS日進産廃場計画許可取消請求 19回弁論

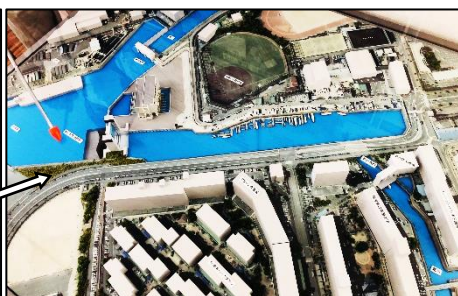
2月22日(水) 13:30～ 岡山地裁

阪神間の稀少な今津浜 埋立てによる消失危機迫る

***** NPO BRIGHT HONUUA JAPAN 理事長 菅原真樹 *****



西宮市今津浜周辺図



兵庫県の建設工事後イメージ図



現在の今津浜

昨年八月末、私にとって衝撃的なニュースを知った。浜は家から歩いて5分。小学生からゴミを拾い続けてきた兵庫県西宮市にある今津浜に、南海トラフの津波を想定し西日本最大規模の排水ポンプ場を建設する計画。浜は完全に埋め立てられると言うのだ。しかも九年前からの計画が実行直前であるという。私はその日のうちに今津浜を守る行動を起こす決意をし、世界各国の人々へ

電子署名

<https://www.change.org/SaveImazuHama> を立ち上げる準備にすぐに取り掛かった。二週間で約500 名以上の賛同者を獲得し、紙媒体署名もその後スタートさせた。

県には、浜の生き物たちにも生命も守られる権利があり、一方的はアンフェア。両方守られるための、工事設計の見直しをと強く訴えた。県は、「計画は市民に説明会を開き、地元の方々にも十分理解を得た」と言う。浜を訪れる約50名に聞き取りをすると、9割は計画を全く知らず、ネットでも浜埋立て計画資料は探せなかった。今津港湾の土地権利をもつ自治連合会会長に会いに行った際は、私に「人命優先の計画、浜は別に消失しても良い。あなたの活動は自由にやって構わないが、工事が1日でも遅れたら許さない」と言われた。その傘下の各自治会幹部も同じ考えだとわかり、その人々の説得より、できる限り浜に人々や子どもたちを集めることに、時間を注ぐことにした。

行政は「今津浜は人工の浜だ」と言う。私は地図

を探し回った。最古のものは天保七年。大阪から神戸まで砂浜が続く地図を見つけた時はとても嬉しかった。昭和初期までは「手々噛む鰯」と言われる程に、鰯が溢れるように採れた漁師町であった。しかしながら、高度成長期にはオイルまみれの真っ黒な海と化し、そして大量のテトラが入り、浜の陸地は消えた。阪神大震災後、撤去工事が行われた際に大量の砂を投入、しかしながら、この砂が偶然投入されたことで奇跡的に海の生き物が再び棲み始める現象が起こり始めた。

唯一、今津浜生態系の論文を書かれた西宮貝類館の山西良平博士は、潮間帯生物は 37 種、周辺海浜には見られないヨコエビ類、トビムシ類 8 種を含む生き物を確認。大谷洋子氏の今津浜の植物を調べた論文には、ハマエンドウやハマヒルガオ、ハマダイコン、ハマボウフウなどの 72 種類の生息が確認されている。両氏ともに論文中には、この浜の存続を考えるべきと書かれている。

私は、海の大先輩である播磨灘を守る会元会代表、青木敬介先生の不屈の精神、行動力を継承し、この先も、目先ではなく、百年、二百年、その先を見て、海や森の声を発せないもの達の代弁者として、できる限りの力を注いでいく所存である。

(23. 1. 20)





環瀬戸 第34回総会 は 7月1(土)~2日(日) 豊島^{てしま}で開催します

(開催要項の詳細は、次号でご案内します)



2月1~2日、阿部共同代表はじめ役員4名で豊島に行きました。まずは1996年から環瀬戸が関わってきた産廃不法投棄現場(写真:左)を連合自治会長と石井顧問の案内で、視察しました。不法投棄現場は整地作業が進んでいます。産廃特措法期限の3月までには終了するそうです。しかし、地下水汚染は今も続き、住民への引き渡しは少なくとも10年後とのこと。その後あらためて、環瀬戸第34回総会の豊島開催にご理解をお願いするため、豊島自治会連

合会長と面談、快くご了解頂きました。

2月2日午前には、石井顧問の案内で、裁判係争中の太陽光発電施設を視察(写真:右)しました。設備の強度不足が懸念され、しかも瀬戸内海国立公園内。しかも産廃が不法投棄されていた場所でした。

現在の瀬戸内海の島々の現状を象徴する豊島、そして瀬戸内法施行50年の2023年、さらに2014年6月以来の総会の豊島開催、これを機会に是非お出かけ下さい。7月1日、豊島でお会いしましょう。

2022年度会費のお願い

年会費(一口) 個人 4,000円

団体 10,000円

—— 一口以上 何口でも可 ——

非礼と思いますが、会費等を納入頂いた方にも振込用紙を同封しています。環瀬戸内海会議の活動は、主に年会費とカンパで賄われていることにご理解をお願い致します。

環瀬戸内海会議は2023年6月で満33年を迎えます。会費のお納めをお願いします。

カンパ、熱烈大歓迎です!!

「瀬戸内法50年プロジェクト」 クラウドファンディング

ご寄付のお願い 期間: 3月~4月頃

本プロジェクトでは、漁協への聞き取り調査と報告書作成、記念シンポジウム開催などに相応な活動資金が必要です。

そのため、3月から4月にかけてクラウドファンディングを行い、寄付を募ります。

多くの皆さんにご寄付をお願いいたします。

瀬戸内トラストニュース第79号 2023年2月5日/発行責任者 松本宣崇
環瀬戸内海会議 共同代表 阿部 悦子(愛媛県) 携帯 090-3783-8332 湯浅 一郎(東京都)
Eメール nmatchan@ms8.megaegg.ne.jp
HPアドレス <http://www.setonaikai-japan.net/>
会費等振込先 郵便振替 口座№ 01600-5-44750 名義 環瀬戸内海会議
銀行など他の金融機関からのお振込みは、ゆうちょ銀行169店 当座 0044750 カンセトナイカイカイギ まで